

【全4回シリーズ③】ふでりと学ぼう！！
 ～国民健康保険税率と国民健康保険運営方針による保険税の完全統一について～

☎税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

今月号では、国民健康保険（以下、「国保」という）の保険税率と「国民健康保険運営方針」による保険税の完全統一についてお伝えします。

○**保険税率について**

保険税はお住まいの市町によって税率や賦課額が異なりますが、「熊野町国民健康保険」は右表のとおり、保険税率を令和元年から5年間据え置きました。

しかし、国保の被保険者が減少している一方で、1人あたりの診療回数、診療費は増加傾向にあることから、保険税率の据え置きや町単独での運営が年々難しくなることが問題となっていました。

町の国保の現状は先月号でも説明しているリン♪



【町における国民健康保険税率の推移】

区分	H29	H30	R01～R05	
医療分	所得割額	5.30%	6.40%	6.70%
	均等割額	28,500円	30,200円	30,100円
	平等割額	22,500円	22,500円	22,200円
後期分	所得割額	1.65%	1.76%	1.99%
	均等割額	8,700円	8,700円	9,000円
	平等割額	6,700円	6,700円	6,600円
介護分	所得割額	1.85%	1.85%	1.85%
	均等割額	11,000円	10,000円	10,000円
	平等割額	7,800円	6,800円	6,800円

○**国民健康保険運営方針について**

平成30年度の法改正により県が国保の財政運営を担う責任主体となり、安定的な財政運営ならびに市町の事業の広域的および効率的な運営の推進を図っています。広島県においても、「広島県国民健康保険運営方針」が策定されました。

保険税収納対策や効果的・効率的な保健事業などを推進した医療費適正化対策を重点的に取り組んでいくリン♪



？ 広島県国民健康保険運営方針とは

本方針は、国保が市町の垣根を超えて運営される公平な制度へと変わり、身近な地域で質の高い医療・介護などのサービスが受けられる体制の実現に努めるとともに、これまで以上に国保制度を適正かつ円滑に運営することを目的としています。

【運営方針施策目標】

本方針に基づき、安定的な財政運営や一市町が担う事業の効率的な運営に向けた取組みを継続的に改善するため、具体的な目標指標を設定しています。

○**保険税率の平準化**

完全統一保険税率の実現に向けた取組の推進

○**医療費の適正化**

医療費適正化計画などに基づく取組みとの連携を通じた医療費の適正化の推進

○**保険税徴収の適正化**

高水準で均一化した収納率の実現

○**財政収支の改善**

赤字の削減・解消

○**保険事務の効率化**

事務の標準化に向けた検討

○**保険税水準の完全統一について**

運営方針においては、全市町が合意のもと、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険税となる「保険税水準の完全統一」の実現を目指しています。

被保険者にとってわかりやすい保険税体系を実現するとともに、被保険者間の公平性を確保し、医療費の増加による急激な保険税リスクを軽減し、広島県における国保財政を安定化させます。

次号では「保険税水準の完全統一」に向けた来年度からの保険税について学んでいきます。

避難行動要支援者に関する調査を実施します

町は、災害が発生したときや災害が発生する恐れがあるとき、迅速に避難するために、第三者の支援が必要な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するための調査を実施しています。

今回の調査は、避難の必要性が高い区域にお住まいの人を対象とした調査で、より実効性の高い名簿を作成することを目的としています。また、昨年度登録した人には、登録状況を案内しますので、変更などがあるときは、高齢者支援課に申し出てください。

《調査期間》～2月26日(月)

☑(1)1月1日時点で次のいずれかに該当する人のうち、土砂災害特別警戒区域および浸水想定区域(0.5m以上の浸水が想定される区域)にお住まいで、次のいずれかに該当する人

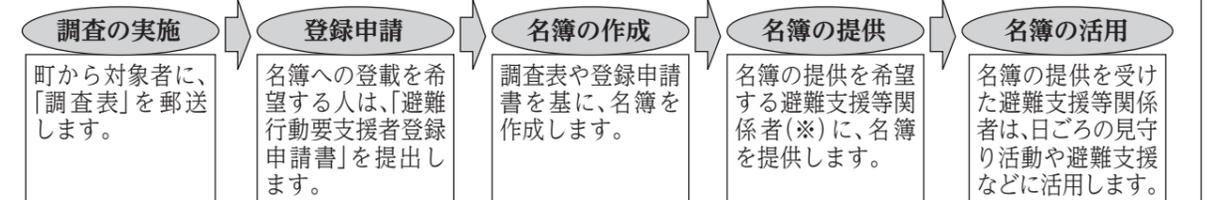
- ①75歳以上の高齢者のみの世帯の人、②介護保険の要介護3以上の人、③身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の人(視覚、聴覚、音声・言語機能障害は1級～6級の人)、④療育手帳をお持ちの人、⑤精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級または2級の人、⑥難病患者

(2)令和5年にすでに登録している人

▷**任意登録について**

今回の調査対象区域外にお住まいで、上の要件に該当する人のうち、避難行動要支援者名簿への登録を希望される人は、高齢者支援課へ申込書を提出してください。

○**避難行動要支援者名簿作成から活用までの流れ**



※避難支援等関係者・自治会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、警察、消防機関。なお、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

○**回答にあたって**

この制度は、災害時の支援を地域の助け合い(共助)のなかで、できる範囲で行うため、災害時の支援を保障するものではありません。災害に備えて、地域との関わりや関係づくりを心がけましょう。

☎高齢者支援課 ☎820-5605

令和5年度 原爆被爆者定期健康診断(第2回)のご案内

被爆者の定期健診を次のとおり行います。受診希望の人は、以下の医療機関に被爆者健康手帳を持参し、受診してください。(受診は任意です)

☎2月1日(木)～29日(木)

☑被爆者健康手帳を持っている人

(受診対象者には別途通知しています)

▷**医療機関**

大瀬戸内科(出来庭二丁目18番11号)

片山医院 ※午前中のみ(要予約)

(出来庭九丁目2番18号)

梶山医院(貴船18番16号)

※各医療機関の診察日、受付時間を確認して受診してください。

☎社会福祉課 ☎820-5635

医療費通知について

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者へ、以下のスケジュールで『医療費通知』を送付します。

なお、この通知は受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。

【国民健康保険】(世帯主宛に送付)

送付予定日	対象受診月
2月上旬	令和5年1～10月診療分
3月上旬	令和5年11～12月診療分

【後期高齢者医療制度】(個人宛に送付)

送付予定日	対象受診月
1月25日(木)	令和5年1～10月診療分
3月中旬	令和5年11～12月診療分

☎【国民健康保険】

税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

【後期高齢者医療制度】

☎050-3613-9684(コールセンター)

シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
 町地域福祉会館☎毎週木曜13:30～14:30 ※2/22のみ学習室
 町東防災交流センター1・2・3☎毎週木曜10:00～11:00
 町西防災交流センターA☎毎週金曜13:30～14:30 ※2/23、3/8休
 町西防災交流センターB☎毎週火曜13:30～14:30
 町東ふれあい教室☎毎週金曜10:00～11:00 ※2/23休
 町西ふれあい館C☎毎週月曜13:30～14:30 ※2/12休